

埋もれたヒューマンライツ（その4）

——パリ原則が求めるもの：比較法から検証する

戸 塚 悦 朗*

55巻3号 目次

埋もれたヒューマンライツ（その1）——human rightsの誕生物語

（はじめに）

第1. 「ヒューマンライツ」と翻訳するメリットはなにか？

第2. ヒューマンライツに関する三つの視点

（1）歴史的視点

55巻4号 目次

埋もれたヒューマンライツ（その2）—ヒューマンライツ実現への道を可視化する試み

（2）権利の内容の視点

（3）権利を実現するための手続きの視点

まとめ

エピローグ

57巻4号 目次

埋もれたヒューマンライツ（その3）—国内ヒューマンライツ機関はなぜできないのか？

第3. 憲法上の人権と国際法上のヒューマンライツは違う権利

（1）何が問題なのか？

（2）二重の権利保障体制の時代

（3）日本における法認識

（4）米国における法認識

（5）ヒューマンライツを実現する道

* とつかえつろう 元本学法科大学院教授

第4. ヒューマンライツを実現する国内機関が実現しない理由

(1) 国内機関には何が求められているのか？

(2) 日本における国内機関立案の迷走

まとめ

パリ原則は、諸国の国内機関制度にどのように具体化されているのだろうか？ パリ原則が何を求めているのかを検討し、比較法の方法を活用してそれがどのように国内実施されているのか具体例をあげて検証してみたい。

第5 パリ原則は何を求めているのか？

その検討に入る前に、なぜパリ原則に沿った国内機関の創設が大切なのか？それを理解できるわかりやすい事例を挙げてみたい。

○ なぜパリ原則に沿った国内機関が必要なのか？

最近、精神医療にかかわるヒューマンライツ侵害の問題について弁護を依頼された。しかし、筆者は、高齢のため実務には携わっていないので、お受けできない。そう言ってお断りしたところ。「どなたか精神医療関係の事件を引き受けてくれる弁護士さんを紹介してほしい」と依頼された。ところが、この分野では、弁護士探しが本当にむづかしい。紹介できる方を思いつかず、残念ながらその要請にもお応えできなかった。

筆者も40年ほど前には、この分野での実務に取り組んだことがある。主として第二東京弁護士会の人権擁護委員会の活動として取り組んだ。被害者を代理して訴訟を含む実務的な取り組みをしたのは、宇都宮病院事件だった。そのとき、一緒に実務的な活動をした弁護士の方々は、もうお亡くなりになったか、弁護士をやめている。

なぜ、そのようにむづかしいのか？

日本の法制度の欠陥も関係している。医療の自由裁量の幅が著しく広くて、この世界には法が踏み込みがたいのである¹。周知のとおり、国際法によって保障されているヒューマンライツを日本に実施することができていないことが根本原因なのである。筆者は、その状況を変えたいと考えて、研究に取り組んでいる。現在執筆中の「埋もれたヒューマンライツ」論文シリーズもそのための研究の一環である。

わかりやすい事例がある。40年もの社会的入院について国の責任を追及している伊藤時男さんの訴えがある。「今どきそんなことがあるのか?!」と驚く方もおられるだろう。筆者は、「40年前ならともかく、21世紀の今なら一審で勝訴できるのではないか?」と予想していたのに、東京地裁で被害者原告が敗訴したという報告を知って、啞然とした。

この問題に日本法が対応できないのである。少なくとも、一審を担当した東京地裁はそう考えたのである。これでは、多くの弁護士が精神医療事件を弁護することが困難と考えても無理はないのではないか。

1 最近、ハンセン氏病を理由とする医療による拘禁問題と優生保護手術の問題にはようやく大きな改革が見られるようになった。しかし、精神医療分野の改革は放置されている。

最近になっても日本の状況はあまり改善していないと思われる。以下にヨーロッパとの比較の情報がある。2021年（3/23）「ハーディング名誉教授講演会～恣意的拘禁は防止できるのか？制度的保障と法的な枠組みの必要性～」開催のご報告 | 第二東京弁護士会。

<https://niben.jp/news/report/2021/202112163134.html> 2025年1月31日閲覧。

世界的な障がい者のヒューマンライツ保障の流れの中で評価するなら、何周回遅れかわからない日本の悲惨な状況がより明確になるだろう。以下の日弁連決議を参照されたい。

2021年10月15日日本弁護士連合会：精神障害のある人の尊厳の確立を求める決議

https://www.nichibenren.or.jp/document/civil_liberties/year/2021/2021.html

2025年1月31日閲覧。

その情報は、以下の注にある²。

40年も精神病院に入院をさせられていた事件で、被害者原告が1審の東京地裁で敗訴し。東京高裁で控訴審が始まる。この事件は、多くの法曹関係者も市民も注目する必要がある。ハンセン氏病問題、優生保護法問題に続いて、日本社会が真剣に取り組まなければならない重要課題なのだ。

筆者は、1982年以来、自由権規約9条4項の権利（裁判所で解放決定を受けることができる被拘禁者の権利）は国際法上保障されている権利であって、日本で実現されなければならないと主張し続けてきた³。1979年に日本が批准した自由権規約というヒューマンライツ条約で保障されるようになった権利である。条約は批准されたのに、日本ではこの権利が実際には実現されていなかった。だから、1984年8月、ジュネーブの国連ヒューマンライツ小委員会まで行って国連に訴えた。その結果実現した1987年の精神衛生法改正でもこの権利は立法されなかった。

本当に困惑してしまうのだが、40年経った今でも、世界では当たり前のこの権利が日本ではまだ保障されていない。もし、国際法によって保障さ

2 2025年2月3日（月）日比谷コンベンションホール（地下1階）で15：00から集会。14：00から東京高裁で控訴審の第1回口頭弁論が開かれるので、法廷傍聴をしたあとで報告会を開く。1審で被害者の伊藤さんが敗訴したので、控訴審が始まろうとしているのである。

<http://seishinkokubai.net> 2025年1月28日閲覧。

3 戸塚悦朗「精神障害者の人権確立を——保安処分以前に違法拘禁なくせ」朝日新聞論壇、1982年3月5日。当時筆者は、第二東京弁護士会刑法改正特別委員会委員だった。

戸塚悦朗、光石忠敬、喜田村洋一著「ヨーロッパ人権裁判所判決と精神障害者の人権——改革を迫られる日本の精神衛生法制」『ジュリスト』779号（1982年12月）、47-56頁。

第二東京弁護士会人権擁護委員会の調査結果は、戸塚＝広田編『精神医療と人権（1）「収容所列島日本」』亜紀書房、1984年；戸塚＝広田編『精神医療と人権（2）「人権後進国日本」』亜紀書房、1985年；戸塚＝広田編『精神医療と人権（3）「人間性回復への道」』亜紀書房、1985年。（4）第二東京弁護士会人権擁護委員会編『精神医療人権白書』悠久書房、1987年として公表されている。

れたヒューマンライツを国内実施できるような国内機関が創設されていれば、ジュネーブまで行く必要はなかった。日本でこの国内機関に訴えることができたはずだったのだ。だが、そのような国内機関はなかった。

本シリーズ（その3）論文⁴で述べたように、その後、日本でも「国内人権機関」と喧伝された機関を立法しようとする試みが三度あった。実際には、いずれの法案も廃案になって立法されなかった。

しかし、仮に日本の三法案の機関が創設されたとしても、ヒューマンライツ違反の場合には国内機関に訴えることができなかったのである。法案の条文を精査してみて驚いたのだが、この国内機関は、本シリーズ（その3）論文で詳述したように、憲法上の権利である「人権」侵害にだけ対応する機関として設計されていたのである。

自由権規約9条4項のような国際法によって保障されたヒューマンライツの違反の場合にその国内実施のために対応できる条文は、三法案には含まれていなかった。

ところが、一般には、民主党政権時代の2012年に国会に提案された「人権委員会設置法案」は、政府からの独立性はともかく、一応パリ原則に沿っていて、国際法上のヒューマンライツ違反の場合に対応できると誤解されていたようであった⁵。

4 戸塚悦朗「埋もれたヒューマンライツ（その3）——国内ヒューマンライツ機関はなぜできないのか？」龍谷法学57巻4号2025年、頁。

5 日本弁護士連合会「国内人権機関の創設を求める意見書」2014年（平成26年）2月20日。同日付弁連意見書は、2012年提案の「人権委員会設置法案」が、国際法によって保障されたヒューマンライツの国内実施のための権限を明文で与えられていない点について十分な批判を加えていない。その点で、同法案がパリ原則に沿っていないことについて十分な認識が欠けているように見受けられる。このままでは、同法案がパリ原則に沿ったものであるかのように誤解をあたえる恐れがあるのではないだろうか？

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2014/opinion_140220_5.pdf

2025年1月28日閲覧。

本当にパリ原則はそのようなものなのであろうか？

○ パリ原則の検討を始めるまえに、確認しておきたいこと

ここで、筆者が「パリ原則」と書いているのは、国内機構の地位に関する原則（パリ原則）である。（その3）論文で書いたとおり、その原文（その3論文の【資料1】）は、英語で書かれている。英文パリ原則のキーワードは、「human rights」だ。

日本語のパリ原則（その3論文の【資料2】）は、日本政府・法務省によって日本語に翻訳されたが、そこでは、「human rights」は、「人権」と翻訳されていた。

そのため、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」が個人の権利のキーワードとして採用している言葉、すなわち、「人権」と全く同じ日本語をつかってパリ原則の言う「human rights」を表記してしまうという事態が起きたのである。

その結果、国際法によって保障されている権利である「human rights」が不可視化されてしまった。日本語を使う人たちは、この両者（「human rights」と「人権」）が異なる権利であることを認識できなくなってしまった。結局、パリ原則のキーワードが見えなくなってしまったのである。

ここにボタンの掛け違いの根源があったのだと思う。

同じ言葉を使って、違うものを表現すると、その違いが見えなくなる。ネコとライオンは似ている。ことに幼い時にはそっくりだ。だからと言って、ライオンをネコと命名すると区別がつかなくなって大混乱する。

法の認識で、同じことが起きているのである。

○ 何が起きたのか？

日本の国会に提案された三つの国内機関に関する法案には、日本国憲法（龍法 '25）58-1, 138（138）

の人権を実現する権限と責務は書かれていた⁶。しかし、どの法案にもパリ原則が求める「human rights」を実現する権限と責務は書かれていなかったのである⁷。

つまり、日本のすべての法案から、パリ原則が求める最も重要な核（権限及び責務）が欠落していたのだ。

そのような混乱が生まれたのは、異なる権利（憲法上の人権と国際法上のhuman rights）を同じ言葉、すなわち「人権」で表記してしまった紛らわしい翻訳のためだった。筆者は、そう考えている。そのために、日本政府・法務省にはパリ原則、そしてそれが求めるものが何かが見えていなかったからなのだ。さらに問題を深刻化しているのは、日本の法学研究者にも、私たち日弁連の弁護士（筆者も含む）にも、二つの異なる権利の違いが長い間見えなくなっていたところにある。これまで、このもっとも重要な欠落について、これら三つの法案への疑問も、批判も提起されてこなかったのは、日本法学界の悲劇としか言いようがない。

かく言う筆者自身も、同じ過ちをおかしていた⁸。それにも関わらず、

6 以下の2012年人権委員会設置法案を含む三法案には、以下と同じ条文が提案された。

第一八一回 閣第七号 人権委員会設置法案

第三条 国は、基本的人権の享有と法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり、人権の擁護に関する施策を総合的に推進する責務を有する。

筆者の評価では、この委員会は、立法が成立した場合でも、憲法上の人権を実現するための権限は持つが、国際法上のヒューマンライツの国内実施のための権限は与えられない。したがって、この法案の機関が立法されても、パリ原則が求める権限（国際法上の権利であるヒューマンライツを国内実施する権限）は、含まれないのである。

7 前掲（その3）」論文。

8 筆者は、『国際人権法入門』明石書店を2003年3月に敢行した。この時には、同書で憲法98条2項によって国際法によって保障される権利を国内実施する重要性について強く主張した。しかし、「国際人権法」という言葉を用いていたことからわかるように、ヒューマンライツという翻訳語を使う必要性については気づいていなかった。

長い間、問題点に気が付かなかった。その不明を恥じ、今更のように強く反省している。

○ それではどうしたらよいのか？

的確な翻訳語を使って、「human rights」と「人権」の違いを認識しやすくする必要がある。そのうえで、課題を初めから検討し直してはどうだろうか？

そのような努力をすることで、仕切り直しをすることを提案したい。

筆者は、「human rights」をカタカナの日本語である「ヒューマンライツ」と翻訳して、「人権」とは違う権利であることを明確にすべきだと考えるようになった⁹。このように表記すると、「ヒューマンライツ」は、ヒューマンライツを保障している国際規約ほか、ヒューマンライツ条約・宣言などが保障している国際法上の権利であって、憲法上の人権とは異なる権利であることを認識することが容易になるはずである。

「ヒューマンライツ」という翻訳語は、カタカナだが日本語である。この翻訳語を使うことは、国際法上のヒューマンライツと憲法上の人権とが違う権利であることを誰にでもわかるように表現する助けになるだろう。

○ 「パリ原則」はどう表現されるのだろうか？

筆者は、法務省資料（その3論文の【資料2】）の「人権」（英文の「human rights」の法務省による翻訳語）を「ヒューマンライツ」に変換して、筆者訳のパリ原則（その3論文の【資料3】）を作ってみた。

そうすると、パリ原則の冒頭¹⁰は、

9 戸塚悦朗『外国人のヒューマンライツ』日本評論社、2023年。同「埋もれたヒューマンライツ（その1）」龍谷法学55巻3号、105-144頁。同「埋もれたヒューマンライツ（その2）」龍谷法学55巻4号、127-172頁。

10 前掲（その3）論文【資料3】筆者訳によるパリ原則（日本語訳）中「権限及び責務」の冒頭部分参照。

権限及び責務

1 国内機構には、ヒューマンライツを促進し、擁護する権限が付与されるものとする。

となる。

そのことを（その3）論文で述べた。

この大方針が明確になれば、難題を解決することできると思う。

この定めによって、パリ原則は、ヒューマンライツ条約など国際法の定めを国内実施するための制度（国内機関）を創ることを求めている基本方針を明確に示しているのである。そのことが日本語話者の誰にでも理解しやすくなるはずだ。こうしてみれば、国内機関は、憲法など国内法によって既に保障されている権利を実現するための国内制度ではないことが明らかとなる。

国内機関を創る法案には、この大原則をまず書き込む必要がある。

ところが、すでに日本で提案されている三つの法案のいずれにもこのような定めはない。そのことは上記したとおりである。

パリ原則の【権限及び責務】をさらに詳細に見てみよう。

2 国内機構には、できるだけ広範な任務が与えられるものとし、その任務は、機構の構成及び権限の範囲を定める憲法又は法律に明確に規定されるものとする。

任務についての一般原則である。このような定めも、これまでの三法案には全く規定されていない。

国内機関には広範な任務が与えられなければならない。このことは、憲法98条2項が定める国際法順守義務の定めがある日本では、少なくとも法

律（国内機関設置法案）によって規定される必要がある。

これまで日本政府は、国際法上のヒューマンライツ条約機関の勧告について、「法的拘束力がない」などと繰り返して、尊重してこなかった。しかし、ヒューマンライツ条約機関は、法的拘束力を持つヒューマンライツ条約の有権的な解釈権限を持っているのだから、その勧告は、極めて重要なものである。国内機関は、このようなヒューマンライツ条約機関の勧告をも誠実に尊重してその国内実施のための任務を遂行することができるものとして設置されなければならない。

「広範な任務」と言うのだから、ヒューマンライツ条約が日本にあてて出した勧告だけでなく、諸国に対して出した勧告や決定についても先例として尊重する任務を持つものとして設置されなければならないだろう。

この任務についての定めは、「機構の構成及び権限の範囲を定め」るために、国内機関を設立する国内法（憲法および法律）に明記される必要がある。ただし、憲法には国際法遵守の基本原則として98条2項があるので、法律に憲法98条2項を援用し、「国内機関には、できるだけ広範な任務が与えられるものとする」と規定すれば足りるであろう。

パリ原則は、国内機関の責務は具体的にどのようなものであると定めているのだろうか？さらに見てみたい。

3 国内機構は、特に、次の責務を有するものとする。

(a) 政府、議会及び権限を有する他のすべての機関に対し、ヒューマンライツの促進及び擁護に関するすべての事項について、関係当局の要請に応じ、又は、上位機関に照会せずに問題を審理する権限の行使を通じて、助言を与えるという立場から、意見、勧告、提案及び報告を提出すること。国内機構は、これらの公表を決定することができる。これらの意見、勧告、提案及び報告は、国内機構

のあらゆる特権と同様に、以下の分野に関連するものとする。

具体的な国内機関の責務3は、その（a）で、重要な権限について以下のとおり規定する。

- ①「政府、議会及び権限を有する他のすべての機関に対して」持つ権限である。
- ②「ヒューマンライツの促進及び擁護に関するすべての事項について」の権限である。
- ③「関係当局の要請に応じ、又は、上位機関に照会せずに問題を審理する権限の行使を通じて、助言を与えるという立場から」の権限である。
- ④「意見、勧告、提案及び報告を提出すること」を行うことができる権限である。
- ⑤「これらの意見、勧告、提案及び報告は、国内機構のあらゆる特権と同様に、以下の分野に関連するものとする」と規定されていて、さらに詳細な権限が以下の通り与えられている。

つまり、国内機関は、国際法によって保障されているヒューマンライツを国内実施するために必要なすべての事項について、政府、議会などに対して、意見、勧告、提案及び報告を提出できる責務を持つこととされている。

これらの責務についても、法律に明記される必要がある。

これまで日本で国会に提出された法案には、このような国際法の国内実施のために必要な責務は全く書かれていなかった。

国内機関の責務3（a）は、さらにその内容を4項目に分け、以下の通り詳細に具体化している。これらも、法律に明記される必要がある。

(i) ヒューマンライツ擁護の維持及び拡張を目的とするすべての法規定又は行政規定並びに司法機関に関する規定。この関係で、国内機構は、法案や提案と同様に、現行の法律や行政規定を審査し、これらの規定をヒューマンライツの基本原則に確実に適合させるために適当と考える勧告を行うものとする。必要な場合には、国内機構は、新しい法律の採択、現行の法律の改正及び行政施策の採用又は修正を勧告するものとする。

(ii) 自ら取り上げることを決めたあらゆるヒューマンライツ侵害の情况。

(iii) ヒューマンライツ一般に係る国内の情况及びより具体的な問題に関する報告書の作成。

(iv) 国内でヒューマンライツが侵害されている地域の情况について政府の注意を促し、そのような状況を終結させるためにイニシアティブをとるよう要請し、必要な場合には政府の立場や対応について意見を表明すること。

具体的な国内機関の責務3は、その(b)の中で、以下の通り定めている。

(b) 当該国家が締約国となっている国際ヒューマンライツ条約と国内の法律、規則及び実務との調和並びに条約の効果的な実施を促進し確保すること。

筆者は、(その2)論文で、過去筆者が取り組んだ具体的な事例について述べ、ヒューマンライツが不可視化され、埋もれてしまっていることについて報告した。たとえば、精神障がい者の精神病院への強制入院の実態と自由権規約9条4項の問題をあげている。この問題の提起をしたのは、

1982年だった。すでに自由権規約は、1979年に以批准されていた。精神衛生法は、1987年に改正され、精神保健法が成立したものの、自由権規約9条4項が保障しているヒューマンライツは、2025年現在未だに日本では国内実施されていないことは前記したとおりである。

パリ原則が国連総会決議として採択されたのは、1993年のことだったから、その後速やかに国内機関が日本に設置されていれば、国内機関は、責務3（b）の権限を行使して、自由権規約と「国内の法律、規則及び実務との調和並びに条約の効果的な実施を促進し確保すること」に努めることができたはずだった。しかし、国内機関は設置されず、前記した三法案にも、このような権限についての規定はない。

だから、この規定を法律に書き込むことからまず始める必要がある。

具体的な国内機関の責務3は、その（c）の中で、以下の通り定めている。

（c） 上述の条約の批准又は承認を促し、その実施を確保すること。

上述の条約とは、ヒューマンライツ条約のことである。日本はまだすべてのヒューマンライツ条約を批准しているわけではない。国連憲章上の機関及び条約機関による度重なる多数の勧告をあげるまでもなく、最も重要なものは、個人通報権条約の批准である。もし立法されれば、国内機関は、その批准と実施を確保するために全力を挙げることになる。

この規定が法律に書き込まれる必要があることは明らかである。

具体的な国内機関の責務3は、その（d）の中で、以下の通り定めている。

(d) 国が条約上の義務に従って、国連の機関や委員会、又は地域機構に提出を求められている報告書に貢献すること。必要な場合には、機構の独立性にしかるべき注意を払いながらもその問題について意見を表明すること。

アジアにはまだ地域ヒューマンライツ条約がないので、この規定については、「又は地域機構」は削除して法律に書き込まれる必要がある。この規定があれば、国の条約機関への政府報告書の質は格段に向上するだろう。毎回、前回の勧告を拒否し続け、同じ報告を繰り返すこともなくなるのではないだろうか。

具体的な国内機関の責務 3 は、その (e) の中で、以下の通り定めている。

(e) 国連及び他の国連機構の組織並びにヒューマンライツの促進及び擁護の分野において権限を有する地域機構及び他国の国内機構と協力すること。

この規定も法律に明記される必要があるが、アジアには「地域機構」が存在しないので、これについては立法しないことになる。

具体的な国内機関の責務 3 は、その (f) の中で、以下の通り定めている。

(f) ヒューマンライツの教育や研究のためのプログラムの策定を援助し、学校、大学及び職業集団におけるそれらの実施に参加すること。

ここで定められているのは、「ヒューマンライツの教育や研究のためのプログラム」であって、憲法上の人権プログラムとは全く異なるので、注意が必要である。現在の日本における「学校、大学及び職業集団」におけるプログラムは、憲法上の「人権」プログラムがほとんどであろう。「国際人権」と言うタイトルでヒューマンライツに関するプログラムが実施されているかもしれないが、ヒューマンライツが教育及び研究の中で不可視化されていることは、（その1）、（その2）、（その3）論文で詳述しておりである。「ヒューマンライツ」という翻訳語を使って、国際法上の権利を可視化したうえで実施する必要がある。

立法に当たっても、「国内ヒューマンライツ機関」設置法案と明記し、タイトルにも「ヒューマンライツ」を使う必要がある。

具体的な国内機関の責務3は、その（g）の中で、以下の通り定めている。

（g）特に情報提供と教育を通じ、そしてすべての報道機関を活用することによって、国民の認識を高め、ヒューマンライツとあらゆる形態の差別、特に人種差別と闘う努力とを宣伝すること。

この規定も法律に明記する必要がある。マスメディアにも、「ヒューマンライツ」が「人権」と異なることについて理解を求め、国際法上の権利については、「ヒューマンライツ」という翻訳語を採用するよう要請する必要がある。

パリ原則が、ヒューマンライツのみならず、「あらゆる形態の差別、特に人種差別と闘う努力を宣伝すること」を特筆していることに注目する必要がある。日本では、差別禁止法が立法されていない。しかし、パリ原則を法律に書き込むことによって、差別禁止法の立法とすることも可能であ

ろう。

以上のパリ原則への適合性の検討から、これまで日本の国会に提出された国内機関創設法案を評価する必要がある。そうすると、2012年民主党政権時代の人権委員会設置法案を含め、三法案はいずれもパリ原則の核であるヒューマンライツの国内実施という【権限及び責務】を全く含んでいないことが明らかになるであろう。

それでは、諸外国の国内機関は、この役割を含んでいるのであろうか？
以下、比較法による検証を試みてみたい。

第6 国内ヒューマンライツ機関の比較法による検証

★オーストラリアのNHRI

国際法上のヒューマンライツを国内実施するための国内機関という視点からみると、パリ原則のモデルともいえる立法例としては、オーストラリアのヒューマンライツ委員会法がある。同委員会は、アジア太平洋地域のNHRIsの発展のために指導的な役割を果たしている。

○ 日弁連によるオーストラリア調査

日弁連調査団が、オーストラリアを訪問して現地調査して得た貴重な情報がある¹¹。しかし、残念ながら、報告書には、パリ原則が求める、国際

11 日弁連国内人権機関実現委員会視察訪問団「オーストラリア人権委員会＆ニューサウスウェールズ州オンブズマン視察報告書」（調査期間2013年3月25日～26日）

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/jinken/data/Australia_tyousahoukokusyo2013.pdf

2025年1月11日閲覧。

法上のヒューマンライツを国内で実現する「権限及び責務」についての情報が見当たらない。

なぜなのだろうか？

日弁連調査の焦点は、政府からの独立性にしばられていたのではないか。この視点は非常に重要である。しかし、「権限及び責務」は、国内機関の核であって、これが欠ければ、国内機関設置の意味が全くなくなってしまう。

まずは、ネーミングである。

日弁連の報告書では、「オーストラリア人権委員会」とされている。英語の名称は、Australian Human Rights and Equal Opportunity Commissionであり、略称は、Australian Human Rights Commissionである。このhuman rightsの翻訳が「人権」となっていることが問題を起こしたのではないか。

もし、翻訳語として「ヒューマンライツ」を使っていたらどうだろうか？名称は、「オーストラリア・ヒューマンライツ委員会」となったはずである。日本でも2012年民主党法案では、国内機関の名称は、「人権委員会」となっていた。オーストラリアの委員会のネーミングに「人権」を使うと、日本の「人権委員会」設置法案の機関がオーストラリアの「人権委員会」と同様な機関であるかのような誤認を生む原因となろう。

だが、以下に見るように、オーストラリアNHRIの実際は、日本の人権委員会設置法案の中身とは全く違う。

どこに違いがあるのだろうか？

日弁連調査の報告書を読むと、調査の関心は、政府からの独立性の問題が中心となっていて、委員会の「権限及び責務」には関心が向けられていなかったことがわかる。

また、オーストラリア委員会側の説明を聞いても、「human rights」に関する問題の説明は、すべて「人権」と翻訳されてしまったために、印象

が全く異なってしまったのではないだろうか？日弁連報告書では、「人権」という言葉が多数回出てくる。しかし、これでは、国際法上のヒューマンライツが見えなくなってしまうのではないだろうか？「人権」という言葉にヒューマンライツが埋没してしまって、国内法の権利とは異なる国際法上の権利についての区別が明確にならないからである。

また、報告書への添付資料のなかには、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の設置法の翻訳が見当たらない。そのため立法の中身を知ることができないことが残念である。

比較法による検証のためには、日弁連がすでに現地調査を実施して、相当程度なじみがあるオーストラリア・ヒューマンライツ委員会を事例に挙げて、さらに調査を深めることが適当と考えた。そのうえで、オーストラリア法と日本の三法案とを比較してみたい。

そこで、まず初めに、オーストラリアNHRIに関する英語情報（インターネットで調査可能なもの）から調べてみた結果を報告してみよう。

その際、筆者は、「human rights」の翻訳語としては、「ヒューマンライツ」を使うことにする。その点がこれまでの日弁連調査とは異なる。そうすることによって、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の実際がよく見えてわかりやすくなると思われる。

結論を述べるなら、オーストラリアの国内機関は、国際法上の権利であるヒューマンライツを国内実施するための権限と責務を与えられていることがわかった。

以下の情報から、オーストラリアNHRIは、国内法上の権利である憲法上の人権侵害の救済を対象にしている日本の三法案が創設しようとした国内機関とは全く性質が異なることが明確になるはずである。

○ ジョン・フォン・ドゥーサ議員の国連演説

これは、ジョン・フォン・ドゥーサ議員によってオーストラリア・

ヒューマンライツ・機会均等委員会を代表してなされた「国内ヒューマンライツ委員会」と題する国連ヒューマンライツ委員会における2004年4月14日のステートメントである¹²。

国内機関は、国連ヒューマンライツ会議に積極的に貢献すべき特別の地位を与えられていることを示す。その内容も興味深いが、ここでは歴史的経過に触れた冒頭部分を紹介したい。

オーストラリア・ヒューマンライツ・機会均等委員会（以下、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会）は、アジア太平洋地域で最も古い国内ヒューマンライツ機関の一つです。当初は1981年にヒューマンライツ委員会として設立され、1986年にヒューマンライツ・機会均等委員会に再編されました。同機関は、グローバル・ヒューマンライツ機関のアジア太平洋フォーラムの創設メンバーであり、強力な支持者です。

そのため、私たちはスキルと法学の開発における経験を、地域の新しい国内ヒューマンライツ機関と共有することができました。私たちの委員会は、アジア太平洋ヒューマンライツ機関フォーラム（APF）を通じて、技術的および財政的支援を提供することにより、APFの設立と強化において重要な役割を果たしてきました。

○ 国際的な関与

12 National Human Rights Institutions: Statement Delivered by The Hon. John von Doussa, Australian Human Rights and Equal Opportunity Commission, Agenda Item 18 (b) at the 60th Session of the UN Commission on Human Rights, 14 April 2004

<https://humanrights.gov.au/about/news/speeches/national-human-rights-institutions>

2025年1月11日閲覧。

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会のウェブサイトによる情報だが、以下のように国際的な関与をしているという説明がなされている¹³。これは、パリ原則の核に関わる非常に重要な情報なので、ここにあげておきたい。

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、オーストラリアの認定国内ヒューマンライツ機関（NHRI）です。同委員会は、国連のヒューマンライツ・メカニズムと連携し、オーストラリア国内および国際ヒューマンライツの場でヒューマンライツを促進・保護する役割を担っています。

これこそがパリ原則が求める国内機関の核となる役割である。ことに、国内で「ヒューマンライツを促進・保護する」役割こそが、前記したとおりパリ原則の「権限及び責務」の第1にあげられていることに注目して欲しい。国際法上の権利であるヒューマンライツの国内実施の役割こそが国内機関の最重要使命であることは、何度繰り返しても足りない。

この役割は、日本の国会に提案されてきた三法案には全く欠けている役割である。それゆえ、日本の法案は、いずれもパリ原則に沿っていないと言わざるを得ない。

以下の検討で、この役割の内容をさらに詳細に見てゆくことにしたい。

13 International engagement | Australian Human Rights Commission

The Australian Human Rights Commission is the accredited national human rights institution (NHRI) for Australia. The Commission has a role engaging with UN human rights mechanisms, to promote and protect human rights both in Australia and within the international human rights arena.

<https://humanrights.gov.au/our-work/legal/international-engagement>

2025年1月11日閲覧。

○ 連邦議会とのかかわり

オーストラリアの連邦議会は、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会について、以下のような説明をしている¹⁴。他の情報と重複するが、立法機関の観点からの説明として興味深いので、以下に詳しく紹介したい。上記の国際的な関与の意義を理解するために役立つと思う。

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会（AHRC）は、ヒューマンライツを保護および促進する独立したオーストラリアの法定機関です。AHRCは、オーストラリアの国内ヒューマンライツ機関（NHRI）であり、グローバル・ヒューマンライツ機関連盟（GANHRI）のメンバーです。GANHRIはNHRIを評価し、認定します。「Aステータス」のNHRIは、国連ヒューマンライツ理事会、その補助機関、および一部の総会の機関とメカニズムに独立して参加する権利を持っています。彼らは、投票権やガバナンス職の保持権を含む、GANHRIの正会員になる資格があります。「Bステータス」で認定されたNHRIは、GANHRIの会議に参加しますが、投票したり、ガバナンスの役職に就いたりすることはできません。

AHRCは現在、「Aステータス」の認定を受けています。しかし、2022年3月、GANHRIはAHRCの再認定申請に関連して多くの懸念を提起し、その懸念に対処するための時間を確保するために、最終決定を18か月遅らせました。GANHRIが提起した問題が満足のいく形で対処されない場合、AHRCの認定ステータスは格下げされる可能性があります。

14 Australian Human Rights Commission – Parliament of Australia
https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_departments/Parliamentary_Library/Research/Briefing_Book_Articles/47th_Parliament/AustralianHumanRightsCommission
2025年1月11日閲覧。

ここで、議会ウェブサイトは、非常に重要な情報を簡潔に上げている。英文で「human rights」とは何かを述べているのである。これを「人権」と翻訳してしまうと、国内法上の権利と区別がつかなくなり、何が何だか分からなくなる。そこで、前記したとおり「ヒューマンライツ」と翻訳すべきであることを再確認しておきたい。オーストラリア議会による定義でも、ヒューマンライツは、国際法上の権利であることが確認できる。

ヒューマンライツは、すべての人間に備わっている権利です。人種、性別、国籍、民族、言語、宗教、その他の地位に関係なく、すべての人が持つ権利です。1948年のヒューマンライツの普遍的宣言は、「人類家族のすべての構成員の固有の尊厳と平等かつ不可侵の権利の認識は、世界の自由、正義、平和の基礎である」と述べています（前文）。

議会ウェブサイトは、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の活動について、以下のように紹介している。

AHRCの活動

1986年のオーストラリア・ヒューマンライツ委員会法によって設立されたAHRCは、差別やヒューマンライツ侵害に関する苦情を調査して調停し、法律や政策立案におけるヒューマンライツの考慮を政府に提唱し、助言を提供し、法律を見直し、議会の調査に提出します。AHRCは、教育や研修、イベント、ディスカッション、メディアへの働きかけを通じて、ヒューマンライツ問題に対する意識を高め、促進する上で重要な役割を果たしています。AHRCはまた、オーストラリアにおけるヒューマンライツと差別問題に関する調査を行い、ヒューマンライツ問題に関する全国的な調査を行っていま

す。

AHRCは、裁判所の許可を得て、関連する手続きに介入する権限を有しており、AHRCコミッショナーは、裁判所の友人として、連邦裁判所およびオーストラリア連邦巡回裁判所および家庭裁判所を支援することもできます（*amicus curiae*）。さらに、AHRCは雇用主向けのガイドラインを作成し、組織の多様性と包括性を支援し、現代的奴隷制に対処するのを支援するためのトレーニングと資源を提供しています。AHRCは、アジア太平洋地域の他のヒューマンライツ機関に対しても国際的な教育・研修プログラムを実施しています。最後に、AHRCは、オーストラリアの国際的なヒューマンライツ約束の履行状況の監視と精査に参加し、そうすることで、国連に独立した報告書を提供します。

議会ウェブサイトは、上記するように国際的なヒューマンライツ約束について触れているが、それは具体的には、次のようなヒューマンライツ条約であることを以下のように列挙している。前述したヒューマンライツの内容がいかなるものかを知るために必須の情報である。

オーストラリアは、以下の7つの主要なヒューマンライツ条約の締約国です。

市民的及び政治的権利に関する国際規約（ICCPR）

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（ICESCR）

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（CERD）

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）

拷問等禁止条約（CAT）

子どもの権利に関する条約（CRC）

障害者権利条約（CRPD）

○ オーストラリア政府・法務総裁による情報

オーストラリア政府・法務総裁によるウェブサイトは、以下のように簡潔にヒューマンライツ委員会について説明している¹⁵。重複になるが、政府による見方を示している点で重要である。

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、オーストラリアの国内ヒューマンライツ機関です。オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、1986年のオーストラリア・ヒューマンライツ委員会法に基づいて設立された独立した法定機関です。同委員会は、調査の実施、裁判手続きへの介入、制定法の審査、教育プログラムや一般市民の意識向上キャンペーンの実施など、ヒューマンライツに関するさまざまな職務、機能、権限を有しています。これは、国内機関の地位に関する原則（パリ原則）の下でAステータスの国内機関として認定されています。

また、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、オーストラリアの反差別法に基づく違法な差別の苦情を調査し、調停を試みる権限も有しています。不法に差別されていると思われる場合は、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会に苦情を申し立てることを検討することをお勧めします。調停が不成立となった場合、特定の状況下では、連邦裁判所または連邦巡回裁判所および家庭裁判所で、苦情に関する法的手続きを開始することができます。

パリ原則は、国内ヒューマンライツ機関の責任、構成、枠組みを定めています。これらは、オーストラリア・ヒューマンライツ委員

15 Australian Human Rights Commission | Attorney-General's Department
<https://www.ag.gov.au/rights-and-protections/human-rights-and-anti-discrimination/australian-human-rights-commission>
2025年1月13日閲覧。

会のような国内ヒューマンライツ機関が効率的に運営され、ピアグループや国連システム内で信頼性があると見なされるために満たさなければならない最低基準です。

国内ヒューマンライツ機関のグローバル・アライアンス（GANHRI）は、国内ヒューマンライツ機関がパリ原則を遵守しているかどうかを審査・評価し、それに応じて、その機関を「A」ステータスまたは「B」ステータスの機関として認定すべきかどうかを決定する権限を有しています。GANHRIは、5年ごとに国内ヒューマンライツ機関の認定を見直し、分析する権限を持っています。最初の認定プロセスとその後の再認定審査を経て、「A」または「B」のステータスが付与され、パリ原則の遵守を強化するためにどのような改善が可能かを概説した推奨事項のリストが提示されます。パリ原則の主要な要件は、オーストラリアの国内ヒューマンライツ機関である同委員会の法定役員の任命プロセスが、あらゆる状況において透明性があり、実力主義であることを保証することです。

オーストラリア政府は、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の委員長とコミッショナーの任命については、特別のガイドラインを制定した。これは、ヒューマンライツ委員会法にもとづいて、政府の公務員採用の能力及び透明性に関するガイドラインにも適合するように特別に作成された。それを以下のように説明している。

私たちは、委員会の委員長（the president）と委員（commissioners）の任命のプロセスを定めた特別の任命ガイドラインを作成しました。このガイドラインは、政府の能力と透明性のガイドラインに適合しています。このガイドラインは、1986年オーストラリア・ヒューマ

ンライツ委員会法、2004年年齢差別法、1992年障害者差別法、1975年人種差別法、1984年性差別法の規定と併せて読むことを前提としています。政府は、2023年7月26日から2023年8月22日まで協議するためのガイドライン案を発表しました。ガイドラインはこれで最終決定されました。

現在の委員長及びコミッショナーは、以下の通りである。

Statutory appointments to the commission

Name	Role	Date of Appointment	Expiration of Appointment
Mr Hugh de Kretser	President	30 July 2024	29 July 2029
Ms Katie Kiss	Aboriginal and Torres Strait Islander Social Justice Commissioner	3 April 2024	2 April 2029
Mr Robert Fitzgerald AM	Age Discrimination Commissioner	2 April 2024	1 April 2029
Ms Rosemary Kayess	Disability Discrimination Commissioner	29 January 2024	28 January 2029
Ms Lorraine Finlay	Human Rights Commissioner	22 November 2021	21 November 2026
Ms Anne Hollonds	National Children's Commissioner	2 November 2020	1 November 2025
Mr Giridharan Sivaraman	Race Discrimination Commissioner	4 March 2024	3 March 2029
Dr Anna Cody	Sex Discrimination Commissioner	4 September 2023	3 September 2028

○ コモンウェルス・フォーラムからの情報

国内ヒューマンライツ機関のコモンウェルス・フォーラムが、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会について情報を発信している¹⁶。短いが、英連邦に関する情報として貴重だと考える。

16 Australia-CFNHRI
<https://cfnhri.org/members/pacific/australia/>
 2025年1月12日閲覧。

法的権限

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、以下の連邦法に基づいて機能しています。

1986年オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法（Cth）

1975年人種差別法（Cth）

1984年性差別法（Cth）

1992年障害者差別禁止法（Cth）

2004年年齢差別法（Cth）。

この委員会は、1986年オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法（Cth）によって設立されました。

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の法的権限の根拠は、1986年オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法に基づくだけでなく、その他の四つの差別禁止法（差別を禁止するヒューマンライツ条約にもとづくもの）立法にあることがわかる。それでは、同委員会の機能はどのようなものなのであろうか。それについては、フォーラムは以下のように説明している。

機能

委員会の主な機能には、差別とヒューマンライツ侵害に関する苦情の調査と調停が含まれます。国家的に重要なヒューマンライツ問題に関する公開調査を行うこと。学校、職場、コミュニティ向けのヒューマンライツ教育プログラムと資源の開発。ヒューマンライツの原則が関与する事件で裁判所を支援するための独立した法的助言を提供する。国際ヒューマンライツ協定に合致した法律や政策を策定するための助言を政府に提供する。

○ オーストラリアの外交方針との関わり

オーストラリア外務省が、その外交方針を説明する中で、以下のように、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会設立をその重要な柱の一つとして評価していることを確認している¹⁷。オーストラリアは、ヒューマンライツを主要目的の一つとした1945年国際連合憲章の起草会議にも参加した。このことが国際法上のヒューマンライツの成長・発展に極めて重要な歴史であることは、(その1)論文で詳しくのべた。オーストラリア外務省は、その原点から外交方針を説き起こしている。

オーストラリアのヒューマンライツへの取り組み

オーストラリアのヒューマンライツへのコミットメントは、我が国の価値観を反映しており、オーストラリアの国際社会への関与の基本原則です。オーストラリアは国連の創設メンバーであり、1948年にヒューマンライツの普遍的宣言に最初に署名しました。オーストラリアは75年以上にわたり、特にインド太平洋地域におけるヒューマンライツの促進という文脈において、ヒューマンライツの促進と保護を強く提唱してきました。

ヒューマンライツは普遍的ですが、不可分で相互依存しています。ヒューマンライツは、誰であろうと、どこで生まれたかに関わらず、すべての人に平等に適用されます。ヒューマンライツは平和と繁栄を支えています。ヒューマンライツを尊重し、保護し、実現することによってのみ、持続可能で包摂的な開発を達成することができます。

17 Australia's commitment to human rights | Australian Government Department of Foreign Affairs and Trade

<https://www.dfat.gov.au/international-relations/themes/human-rights>

2025年1月13日閲覧。

そして、オーストラリア外務省は、ヒューマンライツがすべての人に平等に適用され、平和と繁栄を支えていることも確認している。オーストラリアが元英国の植民地であり、アボリジニー差別という大きな問題を背負っていることを念頭におくなら、ここで、オーストラリア外務省がヒューマンライツの重要性を外交方針の柱として確認していることの重要性を理解できるだろう。そこに、オーストラリアがヒューマンライツ委員会を設置するに至る背景を見ることができるだろう。

外務省は、さらに説明を続けている。

ヒューマンライツに対する私たちのコミットメントは、オーストラリア社会に深く根ざした国家的価値観と、民主主義と法の支配に対する私たちの尊重を反映しています。また、私たちが常に国際社会と関わってきた方法、つまり、積極的かつ実践的なアドボカシー、感受性と公正さ、そしてヒューマンライツ侵害や虐待に対して声を上げる意欲を支えています。

オーストラリアは、国内外でヒューマンライツを促進し、保護しています。オーストラリアのヒューマンライツに対するコミットメントは不変であり、オーストラリア人はヒューマンライツの普遍的宣言の起草を支援し、その一貫した包括的な実施の主要な支持者となっています。

私たちは、二国間関係、開発援助、市民社会との関与、および国連（UN）、ヒューマンライツ理事会（HRC）、国連総会第3委員会などの地域および多国間のフォーラムへの関与を通じて、ヒューマンライツを世界的に推進することに強くコミットしています。

ヒューマンライツの普遍的宣言に盛り込まれたヒューマンライツの保護と促進は、恒久的な平和と安全を達成するための世界的な努力にとって極めて重要です。オーストラリアは、開発に対して

ヒューマンライツに基づくアプローチをとっています。

オーストラリアは、建設的な二国間対話を通じてヒューマンライツを促進しています。我々は、適切な場合には、開発援助及び人道支援を通じてヒューマンライツを前進させ、保護するために、各国と協力します。時には、特に重大なヒューマンライツ侵害の場合には、制裁を適用します。

オーストラリア外務省は、次に具体的な外交方針を列挙している。その中に、国内ヒューマンライツ機関政策も位置付けられていることに注目すべきであろう。

女性と女児、LGBTQIA+の人々、障害者、先住民族のヒューマンライツを擁護し、前進させる

表現と意見の自由、宗教と信念の自由、集会と結社の自由を含む基本的自由を提起し、擁護する

現代奴隷制との闘い、オーストラリアの死刑廃止戦略に基づく死刑廃止、ジェンダー平等、障害者の権利支援に関するリーダーシップを引き続き発揮する。

太平洋島嶼国と協力して、気候変動がヒューマンライツに及ぼす影響に取り組む

多国間ヒューマンライツ・システムへの市民社会の関与を強化し、ヒューマンライツ擁護者と国内ヒューマンライツ機関（NHRI）を支援する

特定の国の状況（例えば、イラン、ウクライナ、アフガニスタン、ミャンマー）を含むヒューマンライツ侵害やヒューマンライツ侵害に対する説明責任を確保するため、多国間ヒューマンライツ・システムを強化する

○ オーストラリア憲法事情

オーストラリアは、英連邦に属し、コモン・ローの伝統を継受している。だから、国内法の平面と国際法の平面は明確に分かれている。国立国会図書館による調査からオーストラリアの憲法事情の一部を引用してみたい¹⁸。条約上の義務を国内的に実施するためには、国内実施立法を要する。だから、国内ヒューマンライツ機関は重要な役割を果たす。そのことを示す憲法事情を引用しておきたい。なお、この研究の執筆者（山田邦夫氏）は、「human rights」を「人権」と翻訳しているので、そのまま引用した。

（4）外交権と国際法 第51条第29号は、「対外業務」（external affairs）に関する立法権限を連邦議会に与えたものである。…オーストラリアが条約を締結しこれを批准した場合、国際法上は当該条約の条項を遵守する義務が生ずる。しかし国内法上は、議会の制定法により個別に国内法化しなければ強制力が生じない。もっとも、条約が国内法化されていなくても、係争の対象となる制定法に対し国際法上の義務に照らして解釈が行われることはありうる。この場合でも制定法と条約が明白に矛盾を来しているときは、当該制定法は違憲とされない限り国際法上の義務に優越する。制定法が国際法と矛盾することは違憲の根拠とはならない。連邦はいかなる条約についても、その扱う主題に拘わらず、条約上の義務を履行するために第51条第29号に基づき国内法化する権限を有する。このことは、オーストラリアが1975年に批准した人種差別撤廃条約に国内効を与えるため制定された1975年人種差別禁止法（Racial Discrimination

18 山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情オーストラリア』国立国会図書館調査及び立法考査局、2003年12月、85-134頁。

https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_999538_po_20030206.pdf?contentNo=6

2025年1月19日閲覧。

Act 1975 (Cth) の効力が争われた1982年の高等裁判所判決118を経て、1983年のタスマニア・ダム事件判決で確認された119。タスマニア・ダム事件は、世界自然遺産として登録されたタスマニア州内の区域にダムを建設する州の計画を、1972年ユネスコ世界遺産条約に基づく1983年世界遺産保存法 (World Heritage Properties Conservation Act 1983 (Cth)) を根拠に連邦が中止させたというものであった。その後の高等裁判所判決では、たとえ条約上の「義務」でなく「勧告」のようなものであっても、第51条第29号の権限に基づきこれを国内法化できることが示されている。120

英国には成文憲法典がないが、オーストラリアには連邦の統治機構を定めた成文憲法は存在する。ただし、個人の権利については、「権利章典」の規定がない。コモン・ローによる判例法と国内の制定法に委ねられている。だから、国際法上のヒューマンライツを国内実施することは極めて重要な課題である。そのことは前掲の「オーストラリア憲法事情」は、以下のように説明している。

(4)「権利章典」論議 オーストラリアはいまや民主制国家のなかでは、憲法のなかにも制定法としても「権利章典」を有しない数少ない国家のひとつとなった。上に述べたとおり、民族的少数者と先住民族を排除することが、憲法に「権利章典」を導入しなかった理由のひとつであった。憲法制定当時はまた、市民的権利は法の支配のもとでは、コモン・ローと民主的な政治制度により守られるものだと考えられていた。……第二次世界大戦後、オーストラリアの人権論議は、1945年の国連憲章や1948年の世界人権宣言に始まる国際人権法の影響を受けるようになった。第5節(4)で触れたように、条約締結によりただちに国内における法的効力が発生するのではな

く、関連の国内法が制定されることで初めて国内効を有することとなる。1973年には、1966年に締結された市民的・政治的権利に関する国際規約（ICCPR）を国内法化するための人権法案（Human Rights Bill 1973（Cth））が連邦議会に提出された。この法案は、表現の自由、移動の自由、結婚し家族をもつ権利、個人のプライバシーといった権利を保障し、戦争宣伝の禁止をも含んでいた。また私人間の権利侵害も規制するものであった。しかし同法案は議会での強い反対により廃案となった。この後、国際人権法を国内に適用する目的で、1975年人種差別禁止法、1984年男女差別禁止法（Sex Discrimination Act 1984（Cth））、1992年障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act 1992（Cth））といった差別禁止法が個別に制定されてきた。これらの連邦法は、州法に対する連邦法の優位を定める連邦憲法第109条の規定と相俟って、差別に対する人権保護を広範囲に保障するものとなっている¹⁹。1985年にも国際人権法を国内法化するために、オーストラリア人権法案（Australian Human Rights Bill 1985（Cth））が議会に提出された。1973年法案とは異なり政府の行為のみを対象とするものであったが、下院を通過したものの上院で廃案となった。

★オーストラリア・ヒューマンライツ委員会のウェブサイトからの情報

○ human rightsとは何か？

それでは、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会によれば「human rights」は、どのように説明されているのだろうか？¹⁹

19 オーストラリア・ヒューマンライツ委員会作成のファクトシートで説明されている。

<https://humanrights.gov.au/about/what-are-human-rights>

2025年1月19日閲覧。

ヒューマンライツは、背景、住んでいる場所、外見、考えていること、信じていることに関係なく、各人に固有の価値を認めています。それらは、文化、宗教、哲学を超えて共有される尊厳、平等、相互尊重の原則に基づいています。ヒューマンライツは、公平に扱われること、他人を公正に扱うこと、そして私たちの日常生活で真の選択をする能力を持つことです。ヒューマンライツの尊重は、誰もが貢献し、仲間の一員であると感じることができる強力なコミュニティの基盤です。オーストラリア。ヒューマンライツ委員会は、ヒューマンライツ法の発展に関する重要な情報を提供する一連のファクトシートを作成しました。

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、以下の通り、オーストラリアが締結したヒューマンライツ条約をヒューマンライツの法的な根拠として挙げている。

○ ヒューマンライツ条約

1948年12月10日に国連で採択されたヒューマンライツの普遍的宣言は、すべての人々に適用される基本的権利と自由を定めています。第2次世界大戦後に起草されたこの文書は、多くの法的拘束力のある国際ヒューマンライツ法の基礎となる文書となりました。

オーストラリア政府は、以下を含むこれらのヒューマンライツ条約の多くを支持し、尊重することに同意しています。

市民的及び政治的権利に関する国際規約

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約

女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

拷問その他の残虐な、非人道的なまたは品位を傷つける取扱いまたは刑罰の禁止に関する条約

児童の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約。

○ オーストラリア・ヒューマンライツ委員会とは何か

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、前掲のウェブサイトで、次のように同委員会について説明を続けています。

委員会は、国際的なヒューマンライツに関する約束を果たすためのオーストラリアの実績を監視する責任があります。私たち委員会は、これらの基準が国内法、および政府によって開発された政策やプログラムに反映されるように、助言と推奨事項を提供します。

○ オーストラリア・ヒューマンライツ法の必要性

オーストラリアは、ヒューマンライツと自由を強く意識していますが、人々の基本的ヒューマンライツは、オーストラリアの法律ではあまり保護されていません。

オーストラリアは、人々の基本的権利とは何か、そしてそれらをどのように保護できるかを説明する国家法や権利憲章を持たない世界で唯一の自由民主主義国です。オーストラリアの一部の州や準州には独自のヒューマンライツ法がありますが、オーストラリアでは、すべての人々の権利が常に保護されることを保証するために、全国的なヒューマンライツ法が必要です。

○ 差別に関する苦情

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、差別やヒューマン

ライツ侵害に関する苦情を調査し、調停します。苦情の当事者の擁護者または法定代理人として行動するものではありません。苦情処理はシンプルで、無料で、柔軟性があります。

○ 私たちは何なのか？

委員会は、オーストラリアの国家ヒューマンライツ機関です。私たちは、差別やヒューマンライツに関する苦情を調査し、調停します。その苦情処理は無料で機密扱いであり、個人が迅速かつ効果的に紛争を解決することができます。

私たちは、法律や政策立案においてヒューマンライツが考慮されることを政府等に提唱するとともに、助言、法律の見直し、議会調査への意見提出も行っています。

私たちは、教育とトレーニング、イベントとディスカッション、メディアへの働きかけ、デジタルリソース、ソーシャルメディア・コミュニケーションを通じて、オーストラリアのヒューマンライツに対する意識を高め、促進しています。

私たちは、オーストラリアのヒューマンライツと差別問題に関する調査を行っており、ヒューマンライツ問題をより詳細に調査するために全国的な調査を行うこともあります（あなたがたは、現在の調査やプロジェクトについて意見を述べるすることができます）。

また、裁判所に対するヒューマンライツ義務に関する法的助言を提供し、差別事件において専門的な助言を提供するために、*amicus curiae*（裁判所の友人）を提出します。

私たちは、雇用主向けのガイドラインを作成し、組織がダイバーシティ&インクルージョンを組み込み、支援し、グローバルな事業とサプライチェーンにおける現代奴隷制のリスクに対処するのを支援するためのトレーニングと資源を提供しています。

私たちは、アジア太平洋地域の他のヒューマンライツ機関に対して国際的な教育および研修プログラムを実施しています。

委員会はまた、オーストラリアが国際的なヒューマンライツに関する約束を果たすための活動を監視し、精査する役割も担っています。私たちは、このことについて、国連に対して独立した報告書を定期的に提出しています。

○ 委員会の差別に関する苦情への対応

雇用、教育、商品、サービス、施設の提供、宿泊施設、スポーツ、および連邦の法律とサービスの運営において差別されることは法律に違反しています。

以下に基づいて差別、嫌がらせ、いじめを経験した場合は、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会に苦情を申し立てることができます。性別（妊娠、婚姻状況、交際状況（同性および事実上の地位を含む）、授乳、家族責任、セクシャル・ハラスメント、性自認、インターセックス、性的指向を含む）。一時的および恒久的な障害を含む障害。身体的、知的、感覚的、精神医学的障害、疾患または病気；病状；仕事関連の怪我；過去、現在、未来の障害。そして障害を持つ人との関連。人種（肌の色、家系、国籍または民族的出身、移民の地位、人種的憎悪など）年齢、若者と高齢者を対象。性的嗜好、犯罪歴、労働組合活動、政治的意見、宗教、社会的出自（雇用時のみ）また、連邦とその機関に対するヒューマンライツ侵害の疑いに関する苦情を調査し、解決することもできます。

○ 委員会の組織

委員会は、委員長と7人の委員（コミッショナー）で構成される組織です。委員長は、委員会の管理事務を管理する責任があり、委

員会の説明責任を有する権限を持ちます。委員長は、その権限の一部を行政長官およびその他のスタッフに委任します。

○ 委員会の年次報告書

委員会の年次報告書を精査することによってより多くの且つ豊かな情報を得ることができるだろう²⁰。しかし、あまりに煩瑣になるので、ここでは省略する。

○ 以上の検討から何がわかるだろうか？

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会は、国際法上の権利であるヒューマンライツをオーストラリア国内で実施するための責務及び権限を連邦法によって与えられ、その国内実施を現実に実行してきたと言えよう。

パリ原則が国連総会決議として採択されたのは、1993年である。同委員会法（下記）が制定されたのはその前である。だから、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法（1986年）は、パリ原則立案のモデルとなったと考えても良いと思われる。

問題は、2012年人権委員会設置法案を含め日本の三法案は、その条文を検討することによって、国内法上の憲法上の人権を実現するための制度を創設しようとしていたことが明らかになったことである。したがって、日本の法案は、いずれも、国際法上のヒューマンライツの国内実施を任務とするオーストラリア・ヒューマンライツ委員会とは全く異なるタイプの組織を構想していたと言える。

20 年次報告書Annual Report 2023-24 | Australian Human Rights Commission
<https://humanrights.gov.au/our-work/commission-general/publications/annual-report-2023-24>
2025年1月20日閲覧。

★オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法（1986）

前掲日弁連報告書には、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法の翻訳は掲載されていない。しかし、オーストラリアの法律の条文がヒューマンライツをどのように定めているかは、比較法研究上、日本が国内ヒューマン機関を創設するための参考情報として決定的に重要である。インターネットで法文を入手することは可能だが、英国法の伝統を受け継いでいるからだろうが、一冊の本のような長文であり、非常に詳細である。オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法（1986）²¹の権限に関する部分を調べてみたい。

なお、同法には、以下のようなとても長い名前がある。

An Act to establish the Australian Human Rights Commission,
to make provision in relation to human rights and in relation to
equal opportunity in employment, and for related purposes

さて、もっとも重要な「human rights」について、同法（Part1 Section3 Interpretation）は以下のように定義している。

○ ヒューマンライツの定義

“human rights” means the rights and freedoms recognised in the
Covenant, declared by the Declarations or recognised or declared

21 AUSTRALIAN HUMAN RIGHTS COMMISSION ACT 1986

https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/cth/consol_act/ahrca1986373/text:

https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/download.cgi/cgi-bin/download.cgi/download/au/legis/cth/consol_act/ahrca1986373.txt

2025年1月20日閲覧。

by any relevant international instrument.

筆者は、「human rights」を「ヒューマンライツ」と翻訳することをお断りしているので、この条文は、以下のように翻訳できるだろう。

「ヒューマンライツ」とは、規約において認められ、宣言により宣言され、又は関連する国際文書により認められ若しくは宣言された権利及び自由をいう。

この「human rights」を「ヒューマンライツ」ではなく、「人権」と翻訳してしまうと、日本語話者が読むと、国内法上の権利である「人権」（日本では憲法によって保障されている）との混同が生じる恐れがある。少なくとも、区別がつかなくなる。しかし、「ヒューマンライツ」と翻訳するなら、日本語話者が読んでも、国内法の権利とは明確に区別された国際法上の権利であることを認識できるはずである。

法律のタイトルにも取り入れられている「ヒューマンライツ」は、この法律のキーワードであることは間違いない。この定義の意味は、極めて明白である。要するに、ヒューマンライツとは、国際規約や国際宣言・条約などの国際文書（同法は宣言を基準に含めている）によって保障された国際法上の「権利及び自由」を言うことは間違いない。

ここで再確認しておく、重要なメッセージは、オーストラリア法では、ヒューマンライツは、国内法で保障された権利及び自由とは異なる国際法上の権利及び自由を言うという極めて明白な定義がなされているという事実である。

日本の三法案では、法律の条文の中には、このような明白な国際法上の権利に関する定めは見当たらない。かえって、前述の通り、憲法上の人権についての定めだけがある。

この一事をとって比較してみても、日本の法案は、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法とは異なり、国内法上の権利のみを根拠とする国内機関を設立しようとしていたことがわかる。こうしてみると、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法は、前記パリ原則に沿っていることがわかる。

しかし、これに対して、日本の三法案は、前述したとおり、ヒューマンライツの国内実施のための権限及び責務を持つ国内機関を設立することを求めるパリ原則の要求を全く満たしていないことは、明らかである。

○ オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の権限

委員会の権限は、非常に広範である。また法の条文も長文且つ複雑であって、全体は書物のように見える。今後、全文の正確な翻訳（ヒューマンライツと言う訳語を使ったもの）を必要とするだろう。相当の研究を尽くさない限り、全体を確実に理解することは困難である。おそらく、オーストラリア現地で、教育・講習を受け、実務をも経験してようやくその全体の実態を正確に理解できるようになるだろう。

今は、法文のうちのごく一部分（11条）²²の一部だけを読んでみることにしたい。同法の全訳をすることは、筆者の力量を越えているので、筆者が最も重要であると考える条文の一部に焦点を当てて論じることをご容赦いただきたい。それだけでも、同法は、国際法が保障するヒューマンライツを国内実施するための権限を同委員会に与えるための立法である事実を理解することは十分に可能だと思う。

22 AUSTRALIAN HUMAN RIGHTS COMMISSION ACT 1986

- SECT 11 Functions of Commission

https://www.austlii.edu.au/cgi-bin/download.cgi/cgi-bin/download.cgi/download/au/legis/cth/consol_act/ahrca1986373.txt

2025年1月23日閲覧。

英文では、以下の通りの部分である。

AUSTRALIAN HUMAN RIGHTS COMMISSION ACT 1986

- SECT 11

Functions of Commission

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法（1986）第11条
委員会の機能

以下の部分（11条（1）の（a）から（db）は、すでに国際条約によって禁止された差別禁止条項を国内法化した立法がなされている国内法に基づいて²³、委員会が苦情を受理し、調査し、和解を試みる権限がある

23 その経過は、オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の報告書を丹念にたどることによって知ることができる。現在の同委員会は、1986年法に基づいている。その前身は、1981年法（the Human Rights Commission Act 1981）によって創設された。1981年法による同委員会の活動報告は、年報によって知ることができる。第2回目の年次報告書（HUMAN RIGHTS COMMISSION Annual Report 1983-84）は、the Report of the Commission on its operations from 1 July 1983 to 30 June 1984として連邦政府刊行所（Australian Government Publishing Service, Canberra 1985）から1985年に出版された。

https://humanrights.gov.au/sites/default/files/HRC_AR_83-84.pdf

2025年1月30日閲覧。

この年次報告書は、1975年人種差別法（the Racial Discrimination Act 1975）に関する年次報告も含んでいる。また、その36頁には、1984年4月に立法され、同年8月1日から施行される1984年8月1日性差別法（the Sex Discrimination Act on 1 August 1984）に関する報告も含まれている。これらの国内立法は、いずれも国際法上のヒューマンライツを国内実施するために立法されたものである。

それでは、同委員会がどのような国際法の国内実施の権限を持っているかについては、同委員会の機能（2. STATUTORY FUNCTIONS）が年次報告書（2～4頁）に記載されている。極めて広範で、この注記では書ききれないほど多数の国際約束上の諸ヒューマンライツがこの年次報告書（4～5頁）に準拠すべき国際文書として記載されている。数が多くなるのは、ヒューマンライ

事項に関する機能について定めている条文である。

したがって、この苦情を受理し、調査し、和解を試みる機能は、結局のところ、国際法の国内実施のための権限である。

（1）委員会の機能は、次のとおりである。

（a）2004年年齢差別法、1992年障害者差別法、1975年人種差別法、1984年性差別法またはその他の制定法により委員会に付与される機能、そして

（aa）違法な差別の苦情を調査し、和解を試みること。そして

（ab）第II章Cに基づいて提出された苦情に対処するため。そして

（b）第16条に基づいて施行されている取決めに従って委員会が行うべき任務、そして

（c）いずれかの州（any state）の制定法により委員会に付与されると表明された機能で、大臣が第18条に基づいて宣言を行った機能であること、そして

（d）第31条により委員会に付与された機能、そして

（da）第35条Aにより委員会に付与された機能。そして

（db）第35条Lにより委員会に付与された機能。そして

以下（e）から（p）の条項は、オーストラリアが批准（又は同意）した規約、条約、宣言など国際法によって保障されたヒューマンライツをオーストラリア・ヒューマンライツ委員会が国内実施するために必要な広範な権限を規定している。

○すでに制定された法律、議会に提案されて審議中の法律案（大臣からの要請がある場合）がヒューマンライツと矛盾するか、それに違反す

ゝツ条約のみならず、ヒューマンライツに関する国連の諸宣言が保障する権利の項目までもが1981年法の別表に列挙されているからである。

る場合にそれに関して調査し、大臣に報告する権限は、極めて重要である。しかし、委員会が国際法上のヒューマンライツを国内実施するためにとることができる権限はそれにとどまらず、以下のように広範である。

- 委員会は、ヒューマンライツと矛盾するか、あるいはそれに違反する可能性がある行為または慣行を調査する権限を持つ。
- 調査にいたった事項について調停による解決を行う権限もある。
- ヒューマンライツについての理解、受容のための公開討論を開くなど啓蒙活動の権限もある。
- ヒューマンライツを促進するために、研究、教育その他のプログラムを実施する権限もある。
- ヒューマンライツに関する事項について、自ら、又は大臣の要請により、議会在が制定すべき立法、あるいは連邦がとるべき措置について大臣に報告する権限もある。
- 規約、宣言その他の関連する国際文書の規定を遵守するためにオーストラリアがとるべき行動について、自ら、又は大臣の要請により、委員会の意見に基づいて報告する権限もある。
- 規約、宣言その他の関連する国際文書と当該国際文書との間に矛盾があるかどうかについて確かめる目的で、自ら、又は大臣の要請により、国際文書を審査し、その結果を大臣に報告する権限もある。
- 委員会は、(f) の定めにより、ヒューマンライツと矛盾するか、あるいはそれに違反する可能性がある行為または慣行を調査する権限を持つが、このような行為または慣行を回避するための指針を制定し、公表する権限がある。
- ヒューマンライツ問題に関わる裁判手続が進行しているとき、裁判所の許可を受けて、その審理に介入する権限がある。

(e) から (p) までの条文の翻訳は、以下の通りであるが、「human

rights」は、「ヒューマンライツ」と訳してあることに留意されたい。

（e）制定法を検討し、（大臣から要請があった場合は）提案された制定法を、場合によっては、その制定法または提案された制定法がヒューマンライツと矛盾し、または違反するかを確認する目的で、そのような調査の結果を大臣に報告すること。そして

（f）以下を行うこと。

（i）ヒューマンライツと矛盾する、またはヒューマンライツに反する可能性のある行為または慣行を調査すること。そして

（ii）委員会がそうすることが適切であると認める場合——調停により、調査を引き起こした事項の解決を行うよう努める。そして

（g）オーストラリアにおけるヒューマンライツについての理解と受容、および公開討論を促進すること。そして

（h）ヒューマンライツを促進する目的で、連邦を代表して研究および教育プログラムおよびその他のプログラムを実施し、連邦を代表して他の人物または当局が実施するそのようなプログラムを調整すること。そして

（j）自らの発意で、または大臣の要請があった場合には、ヒューマンライツに関する事項について、議会が制定すべき法律、または連邦がとるべき措置について大臣に報告すること。そして

（k）自発的に又は大臣の要請がある場合には、委員会の意見に基づいて、規約、宣言又は関連する国際文書の規定を遵守するためにオーストラリアがとるべき行動（もしあれば）について大臣に報告すること。そして

（m）自発的に又は大臣の要請がある場合には、当該国際文書と規

約、宣言その他の関連する国際文書との間に矛盾があるかどうかを確かめる目的で、関連する国際文書を審査し、かつ、当該審査の結果を大臣に報告すること。そして

(n) 委員会が (f) の規定に基づいて任務を有する種類の行為又は慣行の回避のための指針を作成し、かつ、委員会が適当と考える方法で準備し、公表すること。そして

(o) 委員会が適当であると認める場合、手続を審理する裁判所の許可を得て、かつ、裁判所が課す条件を条件として、ヒューマンライツ問題を含む手続に介入すること。そして

(p) 上記いずれかの機能の実行に付随し、または助長する何らかの行為を行うこと。

この部分は、国際法によって保障されるヒューマンライツを国内で実施するために、国内ヒューマンライツ機関がその機能を果たすためにはどうしても必要な最低限度の権限であるように見える。これらもモデルになって、前記したパリ原則の権限及び責務の定めができたのではないだろうか。

★まとめ

オーストラリア・ヒューマンライツ委員会法（1986年）は、パリ原則立案のモデルの一つになった立法例であると思われる。

日本でこれまで「国内人権機関」創設のために立案された三法案は、2012年人権委員会設置法案を含めて、いずれも、パリ原則が定める権限及び責務が求める国際法上のヒューマンライツの実現を求めるための定めを含んでいなかった。

それだけでなく、上記のオーストラリア・ヒューマンライツ委員会法が定める機能に関する条文を全く含んでいないことは、以上の検討から明らかである。

以上の次第であるので、これまで日本で提案された三法案は、2012年人権委員会設置法案を含め、いずれもパリ原則に沿ったものと評価することはできない。

今後の研究の方向性について検討しておく必要がある。

第一には、比較法の検討を継続する必要がある。オーストラリア・ヒューマンライツ委員会の研究も継続する余地がある。その他の国のNHRIsの研究も必要だろう。しかし、筆者の力量では、なかなかの難題である。

第二に、以下若干の考察を述べておくが、逆翻訳の問題は、より緊急性が高いと思われる。

具体的には、日本政府が条約機関などに提出している報告書の英文がどのようなものになっているのか？を再検討する必要があると思われる。当面は、国内機関に関する部分に絞って研究する必要があるだろう。日本からの報告書が国際社会に誤解を与えている疑いがあると思われるのである。

この逆翻訳の問題は、「埋もれたヒューマンライツ」シリーズの（その2）論文²⁴の冒頭で論じたので、記憶しておられる読者もあろう。

「人権侵害と認識されない場合」でも、「人権侵害と認識されることはあり得る」

という命題をどのように英訳するべきか？という和文英訳の仮想問題について検討した。仮に、日本の法務省にこの問題に回答してもらうとすると、

24 龍谷法学57巻1号に掲載された「埋もれたヒューマンライツ」シリーズの（その2）論文は、以下で閲覧できる。

https://opac.ryukoku.ac.jp/iwjs0005opc/bdyview.do?bodyid=TD32227235&elmid=Body&fname=r-ho_57_01_006.pdf&loginflg=on&once=true

2025年2月4日閲覧。

前段の「人権」も、後段の「人権」もともに「human rights」と翻訳するだろうと想定できる。

その証拠には、法務省のホームページは、法務省の「人権擁護局」（憲法上の人権を実現する役割を果たしている部局）を「The Human Rights Bureau of the Ministry of Justice」と英訳している²⁵ことをあげておきたい。

ところが、筆者は、この英訳は、国際社会で誤解を招くと怖れている。これでは、法務省が国際法上のヒューマンライツを実現する権限を与えられて、そのような活動をしているかのように誤解される可能性がある。本来なら、法務省の人権擁護局は、「The Civil Rights Bureau of the Ministry of Justice」と英訳されるべきだと、（筆者には）考えられる。詳しくは、筆者が正解と考える英作文の模範回答を、（その2）論文に書きこんでるので、検討していただきたい。

同じ問題が日本政府報告書のいたるところに存在しているはずである。日本政府が国際社会に発信している情報のうち、とくにNHRIに関する部分については、憲法上の権利も国際法上の権利も区別をつけることなく「human rights」と英訳され、支離滅裂なものとなっているのではないか？そして、その支離滅裂な政府報告書を批判しているNGO（日弁連報告書もその一つである）による報告書は、その支離滅裂な報告に基づいて報告しているのだから、支離滅裂さをさらに拡大再生産している可能性があると思われるのである。

そのような支離滅裂な対話が、これまでどのように展開されてきたのか？を検討する必要がある。誤解の上にさらに誤解を重ねているようでは、

25 Human Rights Bodies of the Ministry of Justice | About Us | Human Rights Bureau

https://www.moj.go.jp/ENGLISH/HB/about/human_rights_bodies.html

2025年2月4日閲覧。

真に「建設的な対話」となっているかどうか不安である。

そう思うのだが、これもなかなかの難題である。しかし、そこから再出発しないと、パリ原則に沿った国内機関を創設することは、日本にとっては、極めて困難な状況が続くだろう。そのような怖れを痛感していることを述べて、一応のまとめとしたい。